

第8期遠軽町分別収集計画

(平成29年度～平成33年度)

北海道遠軽町

も く じ

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

遠軽町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当町においては、平成 18 年 4 月に最終処分場を建設し衛生的かつ効率的に廃棄物の処理を行っているところであるが、生活様式の多様化等により、日常生活から排出される廃棄物は、質的にも量的にも大きく変化しており、安定的に処理することは重要な課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・住民参加によるリサイクル運動の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	1,532.9 t	1,505.9 t	1,483.3 t	1,453.7 t	1,429.0 t

※「5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み」算出表

品目ごとの排出量の見込み

単位：t

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
スチール製容器	41.6	40.8	40.2	39.4	38.7
アルミ製容器	10.4	10.2	10.1	9.9	9.7
無色のガラス製容器	93.0	91.4	90.0	87.7	86.7
茶色のガラス製容器	50.2	49.3	48.5	47.6	46.7
その他の色のガラス製容器	22.6	22.2	21.8	21.4	21.0
飲料用紙製容器包装	39.6	38.8	38.3	37.5	36.9
段ボール	319.2	313.6	308.9	302.9	297.6
その他の紙製容器包装	191.9	188.5	185.7	182.1	179.0
ペットボトル	37.0	36.4	35.8	35.1	34.5
その他プラスチック製容器包装	727.4	714.7	704.0	690.1	678.2
うち白色トレイ					

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたり、自治会、女性団体、その他各種団体との懇談会を行うなど、町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、関係団体等と連携して、廃棄物減量等、リサイクル活動を推進する。

◇環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出量抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

◇過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

◇販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

◇リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

◇再資源化事業補助制度

自治会、PTA、こども会等の町内の再資源化推進団体が、再資源化対象物を収集し、リサイクルルートにのせることに対し奨励金を交付し、リサイクル運動の拡大を図る。

◇生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機購入補助制度

台所から出る生ごみを堆肥化させる容器、処理機の購入に対する補助を行い、生ごみの資源化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、当町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製 茶色のガラス製容器 の容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、発泡スチロール製食品トレイ以外のプラスチック製容器包装

分別の区分と実施時期

No.	収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	平成				
			29	30	31	32	33
1	金 属	スチール製容器					→
		アルミ製容器					→
2	ガ ラ ス	無色のガラス容器					→
		茶色のガラス容器					→
		その他の色のガラス容器					→
3	紙 類	飲料用紙製容器					→
		段ボール					→
		その他の紙製容器					
4	プラスチック	ペットボトル					→
		その他のプラスチック製容器包装					→

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	23.3 t		22.9 t		22.5 t		22.1 t		21.7 t	
主としてアルミ製の容器	38.0 t		37.3 t		36.7 t		36.0 t		35.4 t	
無色のガラス製容器	(合計) 54.1 t		(合計) 53.1 t		(合計) 52.3 t		(合計) 51.3 t		(合計) 50.4 t	
	(引渡) 54.1t	(独自処理) 0.0	(引渡) 53.1t	(独自処理) 0.0	(引渡) 52.3t	(独自処理) 0.0	(引渡) 51.3t	(独自処理) 0.0	(引渡) 50.4t	(独自処理) 0.0
茶色のガラス製容器	(合計) 68.5 t		(合計) 67.3 t		(合計) 66.3 t		(合計) 65.0 t		(合計) 63.9 t	
	(引渡) 68.5t	(独自処理) 0.0	(引渡) 67.3t	(独自処理) 0.0	(引渡) 66.3t	(独自処理) 0.0	(引渡) 65.0t	(独自処理) 0.0	(引渡) 63.9t	(独自処理) 0.0
その他のガラス製容器	(合計) 28.3 t		(合計) 27.8 t		(合計) 27.3 t		(合計) 26.8 t		(合計) 26.3 t	
	(引渡) 28.3t	(独自処理) 0.0	(引渡) 27.8t	(独自処理) 0.0	(引渡) 27.3t	(独自処理) 0.0	(引渡) 26.8t	(独自処理) 0.0	(引渡) 26.3t	(独自処理) 0.0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5.6 t		5.5 t		5.4 t		5.3 t		5.3 t	
主として段ボール製の容器	136.1 t		133.7 t		131.7 t		129.1 t		126.9 t	
主として紙製の包装容器であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 74.3 t		(合計) 73.0 t		(合計) 71.9 t		(合計) 70.5 t		(合計) 69.3 t	
	(引渡) 74.3t	(独自処理) 0.0	(引渡) 73.0t	(独自処理) 0.0	(引渡) 71.9t	(独自処理) 0.0	(引渡) 70.5t	(独自処理) 0.0	(引渡) 69.3t	(独自処理) 0.0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 180.6 t		(合計) 177.4 t		(合計) 174.7 t		(合計) 171.3 t		(合計) 168.4 t	
	(引渡) 164.8t	(独自処理) 15.8t	(引渡) 161.9t	(独自処理) 15.5t	(引渡) 159.4t	(独自処理) 15.3t	(引渡) 156.3t	(独自処理) 15.0t	(引渡) 153.6t	(独自処理) 14.8t
うち白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

当町は、既に分別収集を実施しているため、直近年度の実績量に基づき、以下の方法により、分別基準適合物等の収集量の見込みを算定する。

なお、人口変動率については、平成24年8月策定の「遠軽町一般廃棄物基本計画」に基づく将来推計人口の数値とする。

$$\boxed{\text{特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み}} = \boxed{\text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績}} \times \boxed{\text{人口変動率}}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や町民団体等により実施している集団回収については、引き続き取り扱い品目の増加を促すなど、その拡充を図ることとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶 類	町による定期回収 集団回収	広域組合サイクルセンター 民間業者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期回収 集団回収	広域組合サイクルセンター 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	町による定期回収 集団回収	町 民間業者
	段ボール	段ボール	町による定期回収 集団回収	町 民間業者
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	広域組合サイクルセンター
	その他のプラスチック製容 器包装	プラスチック 製容器包装	町による定期回収	広域組合サイクルセンター

基本的事項（収集対象範囲）

○分別収集を実施する地域的範囲

品 目 名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	町・自治会等（集団回収）	全 町
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他の色のガラス製容器		
ペットボトル	町	
飲料用紙製容器包装	町・自治会等（集団回収）	
段ボール		
その他のプラスチック製容器包装	町	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、飲料用紙製容器・段ボールについては、遠軽町ストックヤードに保管し、民間業者に引き渡しリサイクルルートにのせる。その他の資源ごみは、いったん遠軽町ストックヤード施設に保管して前処理後、広域施設の遠軽町広域組合リサイクルセンターに運搬し、選別・圧縮等の処理をしてリサイクルルートにのせる。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する 容器 包装廃棄物 の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	4 t ダンプ 平ボディ	遠軽地区広域組合 リサイクルセンター
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋		
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る		遠軽町ストックヤード
段ボール	段ボール	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	袋		遠軽地区広域組合 リサイクルセンター
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋		

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画をより実行のあるものとするため、次の取り組みを推進する。

- ◇ 分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、推進体制の整備強化を図る。
- ◇ 地域における自主的なリサイクル活動を推進していくため、関係機関と連携して分別排出の指導徹底や啓発活動等をおこなう。
- ◇ 自治会、女性団体、PTA、こども会等の団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。
- ◇ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。